

第13回定時代議員総会

瀬戸の海はまねく 集おう、吉備の国岡山へ!

青税の明日への前進を目指し



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバールビル5F501号
電話 03(354)4162

発行人 石亀邦俊
会長 石亀邦俊
編集人 市川光夫
広報部長

第十三回大会は、八〇年代の幕開けと、税理士法改正後最初の大会であります。かかる重要な大会を岡山で開催することに至上の喜びと責任を感じる次第です。

古代吉備王国である岡山は、日本の地中海・瀬戸内海を眼前に、天下の名園・後楽園、白壁の町・倉敷が、静かなたたずまいを見せ、又、特産物たる白桃・マスカットをはじめとして豊富な果物、新鮮な魚に恵まれた地であります。お伽噺の桃太郎は幼き頃の懐しい思い出でしょう。

かかる地において開催された大会が全国の皆様方との友情を確かめあい、やがて瀬戸の海に大きくかかる夢のかけ橋・瀬戸大橋の姿にも似て、会員諸兄並びに全青税の未来への力強い一層の発展の原動力となるならこの上ない幸せです。

岡山青年税理士クラブ会員一同、皆様方とお会い出来る日を楽しみにお待ちしております。

岡山大会実行委員会

理想の灯を消すことなく

新たな出発を!!

総務部長 板橋 則雄

昨年七月、仙台大会において、総務部長に再任して以来一年が過ぎ、ここに岡山大会を迎える運びとなりました。思えば激動の二年間、引き続き総務部長の大役を引き受け何とかその任を果たしたことは、会員の皆様の大なるご支援ご協力の賜と心より感謝申し上げます。誠に残念でありません。

ともかく、全青税はかつてない状況の中で、陳情、署名請願、マスコミ対策、街頭宣伝、数百の団体(市民団体、労働団体、中小企業団体)への働きかけ等のあらゆる活動を行ない、精一杯反対運動を行なったものの成立した訳ではありませんが、この事を通して今後の運動の良い経験としていけると考える次第です。

反対運動むなく

税理士法改正成る!

私共執行部は前年に引き続き税理士法改悪反対の運動を強力に押し進めました。即ち「税理士法改悪反対中央連絡会」に結集し、民主的な団体、国民にも呼びかけ、税理士法改正案の中味を知らせ、市広い運動を展開したのであります。が、我々に利あらず、本年四月八日、遂に成立してしまつたのであります。思えば長い年月、税理士法改正のためにどれほどの時間と努力と金銭を費したでありましようか。その結果が今回の新税理士法と成つた訳であります。現行

が、その前の運用について充分監視して行く必要があろうかと思ひます。

また、一応これまでの運動のワンステップとしての結着は見たいもののこれで終りという訳ではありません。私達には基本要綱、即ち国民、納税者の為の「民主的な税理士制度の確立」を実現して行く使命があります。

今回の貴重な経験を生かして、青税の目的である税理士制度の発展強化をめざして、雄々しく新たな出発を開始して行くのではありませんか。

税理士の地位向上及び

事務所の充実をめざして!

この一年間は、税理士法に始まり、まさしく過去数年に亘る運動に終止符を打つ重大な年となつた訳であります。

このため、広報活動、組織拡大等の活動が停滞し、会員の皆様に御迷惑をおかけ致しましたことにつきましまして深くお詫びする次第です。

しかし、秋季シンポジウムにおきましては、従来からの制度問題に加え、会員事務所の足腰を鍛えるという趣旨で「MS業務への自己啓発」という分科会を設定致し

ました。また、マスコミ対策として「増税路線への対応策」を取り上げ、青税のPR、税理士の地位の向上を目ざしての活動も行ないました。尚当日の講話、「第三の眼」は、仏教から見た「仏の眼、知恵」という意味で、普段数字ばかり扱う、私達にとって人間としての生き方等考えるうえで、参加者は非常に、感銘を受けたようでありました。

また、シンポジウムは岐阜の長良川畔で行なわれ、終了後懇親会の会員が集い、親睦を深めました。尚理事會、営務理事会も出来るだけ全国各地で開催し、地元会員との交流に努め、意見の交換等を行ないました。

岡山大会を盛大に!!

いよいよ、第十三回定時代議員總會、岡山大会が間近に迫つてまいりました。

税理士法につきましましては、我々の悲願である基本要綱の理念に程遠い改正で終結を致しました。

ほつとする間もなく、今度は商法改正問題が日程に上つて参りました。一般消費税も近い将来どのようになるか分らない状態です。このように税理士業界をとりま

く環境は決して安閑と出来ない状態です。

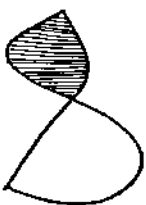
ともかくこの一年は、物心共に大変御苦労をおかけ致しましたが岡山大会は、この一年の御健闘の疲れを癒すと共に、これからの青税のあり方、進むべき方向等語りあう絶好の機会でありました。

研鑽する分科会のテーマも、新税理士法をふまえての「期待される税理士像」、国民、関与先、従業員からの期待ということで、今後の業務に非常に役立つものと確信して居ります。

そしてまた、青税精神を再確認し、より良い税理士制度確立のため、研鑽と同時にレセプションを通じて全国の同志の和を深め英気を養おうではありませんか。

風光明媚な山陽の都市、岡山も皆様のおいでをお待ちして居ります。

若さと情熱で、思い出を刻む、新生青税の大会にして行くのではありませんか。



改悪反対運動をふりかえって

— 成果と今後の課題 —

会 長 石 龜 邦 俊

この一年間、会員各位には格段のご理解とご支援を賜わりお蔭様で会務を全うすることが出来ましたことに厚く御礼を申し上げます次第です。また役員各位のご協力に對しまして感謝を申し上げる次第です。

ふりかえってこの一年は終始税理士法改悪反対運動に明け暮れた一年でした。この税理士法改正問題について種々ご意見があったことも承知しております。私達、全青税は発足以来、税理士制度の発展強化を目指し、税理士法改正については、昭和四十七年に全税理士の英知を集め作成され、日税連理事会で承認された、「税理士法改正基本要綱」の理念にそった、「国民のための税理士制度」確立を目指し運動をすすめてきたのである。当連盟はこの基本路線に立ち、今回の税理士法改正問題を真剣に考え、議論をかきね、その結果、わが税理士業界に益するものがないと判断をし、改悪反対運動を展開することになったのである。

いまでもなく、今回の「改正」は多年にわたる納税者及び税理士の悲願である。「国民のための税理士制度」確立から大きく後退するばかりでなく、現行法をさらに後退させ、新たに「助言義務」、「使用者等の監督義務」、「帳簿作成義務の拡大」、「懲戒処分即時発効」等々の監督権の強化につながる規定の新設や、特別税理士試験制度にかえ、さらに税務職員を優遇する全科日免除制による資格付与制度を創設したのである。

私たちは、このような官僚統制強化の下での下請的内容を帯びた改悪税理士法を許してはならぬというこで、全精力を傾注して闘って参りましたが、すでにご承知のとおり、税理士法、部改正案(以下「改正案」という)は多くの反対勢力に背を向け、去る四月八日衆議院本会議で可決成立した。これより先の四月一日の参議院大蔵委員会において、第一条(使命)の原案に「申告納税制度の理念にそって」という文言を、加える「修正案」を社会党、公明党、民



社党の共同提案で出され、自民党、新自由クラブが同調をし可決されたのである。参議院大蔵委員会の審議は二月二十五日、二十七日、四月一日と延べ十五時間の審議が行なわれ、最終日の四月一日に至り夜八時頃突如「修正案」が提出され、その取り扱いをめぐり共産党の抗議、傍聴席から飛び交うヤジ、テレビカメラのライトをあびる騒然とした状況の中で、修正案に対する実質審議なしの強行採決がされた。この日のことは私の脳裡から一生忘れることがないであろう。傍聴席には日税連の幹部

もたくさん詰めていたが、部屋を出てきた日税連幹部達は口ぐちに「今夜は祝酒を飲めるな」といい手を取り合って喜んでた。本当に喜び合えるものなのであろうか。

喜んでいるのは「大蔵省」だけではないだろうか。

一部修正の内容及び修正案提案の説明の詳細は、別掲法対策部長の報告のとおりですが、この趣旨について提案者は修正案提案理由で「申告納税制度は、国民主権の政治原理に立って、主権者たる納税者に、みずからの租税債務を確定する権能を認められたものであり、したがって税理士に課せられるべき社会的任務は必然的に、この納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに、税法上の權益を擁護することになるわけだ」と説明しています。

このことは朝日新聞(55・4・2朝刊)でも報道することく、多年の念願でもある「税理士法改正基本要綱」の第一条(使命)にみられる「納税者の権利を擁護する」と同一の趣旨とみられる。

即ち、今回の「改正」において、修正案提案理由の趣旨が生かされ、助言義務規定、使用者等監督義務等の監督権の強化策が緩和

されることにもなれば、今回の「修正案」は大きな成果があったといえる。しかし、問題の助言義務規定そのものは無修正であり、助言義務違反は第四十四条の懲戒処分を受けることには変りないのである。今後は、第一条の修正の趣旨を最大限生かして、今後の税理士法改正運動、政令、省令等の変更の中でどのように生かされるかが今後の課題になるであろう。いずれにしても、当初日税連幹部は「一言一句たりとも修正はありえぬ」、「修正論、カサ上げ論は廃案につながる」などといい、修正運動を規制していたことからすれば、大きな壁をやぶったことになる。これ一つをみても、反対運動の成果とみてよいであろう。為せば為ることが実証されたのである。

「改正法」に批判高まる

改正税理士法が成立と同時に、各地域では説明会、報告会が行なわれていくようであるが、出席した会員は口ぐちに、これは「大変な法律が出来たものだ」という批判が続出し、中には自分の身を守るために、早くも「助言義務」対策を研究する税理士も出ており、関与先との摩擦を起こさないためにどうすればよいかなどの勉強会

も閉じているところもあるようである。このように、一般委員の間では不安を抱き、今頃になって大きな関心を示してきている状況である。

これはすべて、税理士法改正をバラ色に知らせてきた日税連執行部に大きな責任があります。彼らは、大蔵省、自民党と密接な連絡を保ち、密室で作業をすすめ、我々一般会員には「現状で考えうる最上のもの」と偽りの宣伝を行ない、会員には内容を充分知らせず強行的にすすめてきたのである。そしてこれに反対する者はすべて「共産主義同調者」ときめつけ、公器である機関紙を勝手に私物化し、言論弾圧を行なったのである。そのことが、一般委員の反対の声とならず、大きな改悪反対運動に展開しなかった。また当連盟においても日税連に対抗するだけの力も持ちあわせなかったことは非常に残念である。

今回の改正は權益拡大ではなかった。当初日税連幹部は、今回の改正により、税理士の權益が大きく拡大され、社会的地位向上になると、豪語していたが、成立後、急変し、日税連税理士法改正対策委員長、大竹浩氏は東京税理士会の

会議の席上で「今回の改正は税理士の權益の拡大でなく、法関係の整備合理化にあった。」と述べている。このように、不当な政治献金まで行ない税理士法改正を行なおうとした日税連幹部の責任は重大である。

政治献金は反対勢力を抑えるためのものであった。それでは何故に、權益の拡大にもならない「改正」を多額の政治献金までバラまき成立させようとしたのか。それは昭和三十九年政府案を税理士業界が反対をし、昭和四十年に廃案にしたことが大きく起因している。大蔵当局は同じ轍を踏みたくないの、周到な計画のもとで約十年間着々と準備をしてきたのである。反対勢力に打ち勝つ最大の力は金力であったのである。

十年の間に税理士業界は大きな力をつけ民主勢力が抬頭し、昭和四十七年四月には「基本要綱」を作成し、「国民のための税理士制度」確立を目指し、運動をする力を持つようになってきた。そこでこのまま放置しておくのを恐れるに大きな支障をきたすのを恐れる大蔵当局は、今がチャンスとみて税理士に対する監督強化と、税務職員の大量天下り策(無試験資格

付与)を行なったのである。その援助をしたのが、現在の日税連山本執行部なのである。 当届の選挙干渉で山本日税連会長誕生

ご承知のように、日税連山本会長は昭和五十年に大阪国税局の猛烈な選挙干渉で誕生したといわれている。当時、マスコミにも取りあげられており、周知の事実である。又、先の第九十一国会の三月十一日の参議院予算委員会では田耕一郎委員は、昭和五十一年九月に東京水田町の料亭「飄亭」で行なわれた日税連幹部と大蔵省幹部との会合で、当時大蔵省審議官だった山内宏氏が「日税連山本義雄会長は私が大阪国税局長時代に作った。」と発言した事実を取り上げてている。

代に、日税連正副会長が福岡で開かれた折、日税連幹部が福田氏を招いて中洲の水だき屋で宴会を開いているが、四元専務理事とは同門の桜(海軍の経理学校)で特に親密にし、ここで税理士法の話が出たのではないか。

この当時、既に福田局長が次期大蔵省審議官になることは内外周知のことであり、税理士法を担当することをお互いに承知しているはずである。……と質問をしている。このような背景の中から、税理士法改正作業が進められてきたものと推察できる。従ってこの時期に今回の「改正」の設計図が出来上っていたとみてよいであろう。

「税理士法改正」と一般消費税体制及び増徴税体制との関連はあるか

今回の「改正」作業が、従来、日税連の改正要望に対して全く消極的であったのに、昭和五十二年八月に第二次山本日税連執行部が誕生するやいなや、急速に大蔵省からの呼びかけで開始されたこと、その呼びかけの時期が、同年十月政府税制調査会が「中期税制答申」を行ない一般消費税導入が具体的に提起された直後であることなどによって、この「改正」が

一般消費税の導入と密接な関係を持って推察できる。 又、昭和五十四年六月五日の衆議院大蔵委員会で、社会党只松祐治委員は、「ある席で、この税理士法が改正されたならば、一般消費税ができて国税庁職員を大幅にあやさなくてもよい、ということ(大蔵省の)ある人から述べられた……風聞でありますけれどもきわめて確度の高い風聞でございます。……必要とあらばいつでもお名前を出して、本委員会で論議をしても結構でございます」と確信をもって、述べておられる。

つまり、一般消費税導入の受け皿の一環として今回の「改正」があったことが裏付けられる。そのために、助言義務、使用人等監督義務、懲戒処分即時発効などの統制強化が行なわれたのである。

今回の「改正」の特徴

昭和二十九年政府案の廃案という轍を踏むことをおそれる大蔵当局は、日税連と国税労組を推進の前面に立てて、共産党を除く各党に「税理士問題特別委員会」等を設け、自民党を中心として、社会党、公明党、民社党、新自由クラブにも働きかけ、自民党は社・公民に働きかける根回し工作員をそれぞれおき、専ら話し合いによる

協議方式を活用して、反対が出来ない状況に追い込んでいった。

まったく三十九年政府案と同質の「改正」であるにもかかわらず、今回は其産党を除く各党は反対しなかったのである。昭和三十一年当時は、社会党だけでなく、自民党の中にも、「税理士は納税者の権利を擁護する立場でなければならぬ」として反対する者も多かった。さらに日税連も挙げて反対したのである。

反対運動をおそれる日税連幹部は最後のフタを開けるまで「改正案」の内容を会員に知らせようとしなかった。改正案は、昭和五十四年三月十三日、自民党案として「税理士制度改正要綱」が発表された。私達が初めて目にしたのがこれであった。会員の手許に届いたのは三月末日にかけてであった。ところが十分に検討する時間、意見を述べる時間が与えられないまま、四月五日の日税連理事会で大筋賛成の決議がされてしまった。

東京税理士会の場合は、三月二十九日に説明会が行なわれただけである。大阪合同税理士会の場合は各支部単位で説明会を行ない、十分に議論する時間はなかった。出席者の多くは反対意見を述べ、

賛成意見は二割くらいであったというので、(四月五日の日税連理事会で大阪合同税理士会西浦副会長が報告)民主的手続がふまれたものでないことがはっきりしている。

又、四月五日の理事会においても、積極的な賛成意見はなく、反対ないし疑問を訴える理事ばかりであった。十四単位の会長も助



言義務規定に関する修正要求をはじめとして、すべての単体会長は一部の不満を持ちながら大筋で賛成したということも衆知の事実である。

今回の「改正」の特徴として言及しておかなければいけない点は、いまだかつてない多額の政治献金が与野党議員にバラまかれ法案成立のために使われたというこ

とである。この問題は大きな社会的批判をまねき、去る五月十五日に東京地検は結論を出し、金を受け取った代議士は不起訴処分、贈った方の税政連幹部については、起訴猶予処分とし、ワイロ性の強い献金であることが指摘された。つまり事前贈賄申込罪の成立はまぬがれない処分を受けたことになる。

さらに、会員の有志から法対策特別資金が不当に使われたとして、会費返還請求訴訟が起こされている。

反対運動の成果と今後の課題

反対運動に対するこの批判も多数あるうかと思われませんが、私達は与えられた条件の中で精いっぱい総力をあげ闘い、教えきれない程の陳情活動、署名請願活動、決起集会、街頭宣伝活動、マスコミ対策、各団体への働きかけ、そして最終段階で国民運動にまで発展をさせた。結果は廃案に至らなかったという点では平直に敗北とみなければなりません。決して我々は負けたわけではない。それなりに大きな成果をあげたとみておられます。

税理士だけの反対運動から国民的規模に盛り上がり、数百の団体が反対をし、税理士法が単なる業

界法としてでなく、国民の権利に直接係わるという国民的立場で税理士法が考えられたことは、大きな意義があった。また、当初日税連は「一言一句の修正はありえぬ」と豪語されていたものが、一部修正され、十項目にものぼる付帯決議が付いたことは、内容的に評価できないものであるとみても、大きな壁を破り、修正をせざるを得ない状況に追い込んだことについては一定の評価に値いすると思う。

そして、これが今後の税理士法改正運動の足がかりになると思う。さらに終始、マスコミが我々に味方をし、支援をしてくれたこと、訴えを認めてくれたということ、今後の大きな支えになると思う。

今後の課題としては、この改悪に挫折することなく、いままでも寄せられた各団体・マスコミ等の諸勢力を背景にして地道な税理士法改正運動を進める必要がある。手始めに、一般会員の意思を無視して、税理士法改悪法案を押し進めてきた日税連の非民主的な体質、金権体質を再び許さないために、掃する必要がある。大阪合同税理士会の綱紀規則第二十一条(役員等の辞退の義務)に、「刑

事事件で起訴又は起訴猶予等の処分を受けた場合、その他税理士全体的名譽と信用に相当影響をもたらすと認められる一身上の事実が生じた場合、遅滞なく進退何を添えて会長に届け出なければならぬ」とあり、一刻も早く日税連の会長、日税連の特定幹部は辞任することを要求する。

次に、無試験認定制度、助言義務、使用人監督義務、帳簿作成義務、懲戒処分の即時発効に代表される「改悪法」を形骸化させる運動を起す必要があります。

そして、引き続き、原点にたちかえり、「税理士法改正基本要綱」の理念にそった、真の「国民のための税理士制度」確立を目指し再出発をして行く必要があります。青税の求める旗は租税に関する国民の権利擁護を主軸とした「民主的な税理士制度」、「民主的な税務行政」の実現です。これが青税の求める税理士制度の発展強化であり、社会的地位の向上の原点なのです。

最後に、会員の皆さま方には、二年間の永きに亘り、暖かいご支援とご指導を賜りましたこと心から御礼を申し上げます。岡山大会でお会いできることを楽しみにしております。

税理士法改正について

日本大学教授 北野 弘久

今回、成立した改正税理士法はある意味では昭和三十九年の改正案よりも大きく後退するものであった。三十九年案は周知のように日税連を含む税理士業界の一致した反対運動によって廃案となった。当時、税理士制度のあり方、税理士のあるべき法的地位等についてはほとんど学問的に解明がなされていなかった。税理士業界としてのもどのような理論的視点にたつて税理士法の改正運動をおし進めるべきかを模索していたのであった。筆者は三十八年から三十九年にかけて、税理士業界から税理士制度のあるべき姿の研究を委嘱され、数次にわたって意見書ないしは鑑定書を業界に提出したのであった。昭和三十九年春に日税連会長宛に提出した鑑定書において税理士のあるべき本質論的な使命は、単なる税務会計専門家(タックス・アカウンタント)としての

それではなくまさしく納税者の代理人として納税者の法的権利を擁護すべき税法専門家としてのそれではなく、その意味では「税金の弁護士」(タックス・ロイヤー)としてのそれだけではないとしたのであった。改正前の税理士法一条はいわゆる「中正論」を規定していた。筆者は、同鑑定書においてこの一条の「中正論」は、税理士をして税務行政の補助機関ないしは税務の代書人としてとらえようとする当時の税理士法の構造的特質を象徴的に表現するものであるとしたのであった。税理士法一条は税理士法全体の性格をとらえようとする上においてきわめて重要な地位を占める。

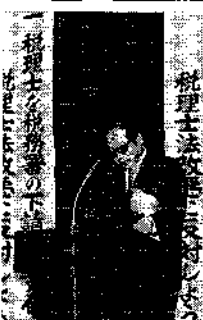
改正前の税理士法一条の標題は「税理士の職責」となっていた。今回の改正法一条はこれを「税理士の使命」と改めた。改正法の原案では一条は「税理士は、税務に關する専門家として、独立した公正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ租税に關する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする」としていた。法的意味としては「公正な立場」も「公正な立場」も同じである。税法の解釈問題であろうと租税要件事実の認定問題であろうと

と何人も公正な立場にたつて判断すべきであることについては多言を要しない。税理士もそのような公正な立場にたつて問題に対処すべきである。これは自明のことである。税法の解釈問題であろうと租税要件事実の認定問題であろうと、問題があまりにも自明であつて疑問の余地がない場合には、それについて税務当局が判断しようとして税理士が判断しようと同じ結論になるであろう。しかし、民間の職業専門家としての税理士の登場が必要とされる場合の多くは、問題が自明でないために評価が分かれる場合である。民間の職業専門家としての税理士の使命が問われるのは、問題が自明であつて評価が分かれなるときではなく、問題が自明ではなくて評価が分かれるといういわば限界状況の場合である。そのようないわば限界状況においてではもはや「公正な立場」、「公正な立場」なるものは論理的に存在しえない。端的にいえば、

そのような場合、税務行政庁(徴税)の立場にたつか、それとも納税者の立場にたつかのいずれかに評価が分かれることになるからである。より具体的にいえば、たとえは課税物件になるかならないか、必要経費になるかならないか、いずれかに決断せねばならないからである。このように評価が分かれるときの税理士の使命こそ、法的には一條の「使命」として規定されねばならない。

改正法の原案一条に対して国会の一部修正が行われた。すなわち「申告納税制度の理念にそつて」、の文言が挿入された。税理士法一条は、税理士法を具体的に解釈し、適用していく場合の基本的な指導法原理を規定するものであるだけに、この修正は今後、改正法の不備を少しでもカバーしていくこととするうえにおいて重要な意味をもつものとして評価しよう。今後、可能なかぎり右一條の「申告納税制度の理念にそつて」税理士法の合理的運用がなされねばならないといえよう。

ここに評論する余裕がないが、改正税理士法は全体としては昭和二十六年の税理士法のレベルよりも大きく後退し、基本的には昭和十七年の税務代理士法のレベルのものになつたといつてよい。改正税理士法は明らかに一般消費税等の導入の右石としての機能を果たすものである(最近、日本社会党までが「福祉税」の導入の検討を行うに至つたと伝えられている)。その一般消費税等は増大する軍事費、防衛費に充てる財源として予定されているのである(アメリカは日本の一層の再軍備化を要求している。そして食糧問題(日本は多くの食糧をアメリカに依存している)がアメリカの世界戦略の手段として利用されつつある)。それは、明らかに一九〇〇年代の政治ファツシヨ化の動きの一環を構成するものである。筆者は、戦後立法史において改正税理士法は治安立法としての側面(助言義務規定等が税理士等を弾圧する手段に利用されないう保証は全くない。そのような危険性があるだけで立法としては好ましくない)を看過してはならないと考える。この点にこそ、客観的にいって、体制にとつて今回の税理士法改正を執拗におしすすめなければならぬ本質的理由も存在したのである。われわれは、よほど事態の本質を冷静に洞察し、体を張つて激動の八十年代に対処しなければならぬであろう。



税務職員に課税資格をもちたる
税理士法改正の意義

税理士も納税者も歓迎しない

官製税理士法誕生

法対策部長 武田 晃 輔

(一) 税理士法の沿革

税理士制度は昭和十七年の税務代理士法に起因し、当時の戦時立法として、もっぱら戦費調達の手段として制定されたものであった。ところが戦後納税申告制度に移行すると共に、従来の税務代理士法のあり方にも変化を来し、シャープ税制の勧告と相まって、昭和二十六年、現在の税理士法が制定されたのである。その後、昭和三十一年、従来の税務職員に対する在職十五年での無試験資格付与制度を廃止し、特別試験制度が創設された。

この制度は五年間の時限立法であった為、昭和三十六年、特別試験制度を無期延期し、又、登録事務の税理士会への移譲を行った。

そして、昭和三十八年、税理士法改正の気運の高まる中で、大蔵省に設置された税理士制度特別部会の審議に期待して、「自主権の確立」「代理権の確立」、そして「試験制度の改善」を三本の柱として

税理士制度の大幅な進歩、発展を待ち望んだのである。

ところが期待に反して、特別部会が税制調査会に提出した報告書は試験制度の認定制導入など、税理士会の要望を逆なでした改憲案であった。この改憲案が昭和三十

九年、国会に提出されたが、衆議院を通過後、翌四十年、参議院において、税理士会内外の強力な反対運動の前に、ついに陸案となり日の目を見なかつたのである。

その後、日税連は独自に、税理士法全般にわたる根本的な改正作業に着手し、昭和四十七年、税理士会の総意の結果である「税理士法改正に関する基本要綱」を作成し、各関係方面に建議を行い、税務当局にも要望を重ねて来たのである。

ところが昭和五十年、現在の山本会長が日税連会長に選出されるや、その後、急速に税務当局との改正作業が進められ、昭和五十三年大蔵官僚で固められた、自民党の税理士問題小委員会より「税理

士制度改正要綱案」が発表された。そして昭和五十四年四月、日税連理事会で内外の反対を無視して、自民党の「改正要綱案」の受入を強引に決定、翌五月政府案として、国会に提出されるに至つたのである。

昭和五十二年十二月二十七日、日税連と税務当局との懇談会の席上、政府側より次のような発言があった。

(二) 税理士法改正の経過と 反対運動

一、税理士法改正について、具体的問題、実体的問題について税務当局と日税連の両者で検討を進めたい。納税者の権利保護等の抽象論、観念論に終始していたので、いつまでたっても税理士法の改正は進まない。

二、政府側が法案を国会に提出してから混乱が起きるのは好ましくない。日税連側から建議方式を取ることが望ましい。

以上のような政府側の意見が出された直後、五十三年一月二十六日、日税連の山本会長懇談六項目なるメモが、次のような内容で発表された。

かねて、本会から各方面に要望していた税理士法改正に關し利害關係団体並びに国税当局との折衝ないしは、その示唆から得た認識によれば今後の政府筋との税理士法改正に關する個別具体的折衝に當つては、次の六項目が回避することが出来ない重要な問題であると判断される。

一、税理士の職責ないし使命に關し税理士が中正な立場をとるべき旨を定めた現行税理士法第一条の主旨の改定を期することは至難のように思われること。

二、弁護士及び公認会計士に關する事項を定めた現行税理士法の各条項を本会要望通り改定することについては、これらの団体を納得させることに極めて困難な状況にあること。

三、特別試験を廃止して、国税に關する行政事務に二十年以上従事した者に対して、簿記論、財務諸表論の一般試験を行うべく改正を期することは至難のように思われる。

四、税理士及び税理士会の懲戒監督に關し弁護士制度における完全な自治権に類する制度の創設を期することは至難のように思われること。

五、税務行政の執行に著しい支障をきたすおそれがあるとされる事項についての改定を期することは困難のように思われること。

六、当該改正が①税理士と税理士業界側、②税務行政の側、③納税者側、の三者にとつて実益のあるものでなければならぬこと。

(税理士界七二七号)

すでにこの時点で業界の認知を結集して数年をかけてまとめ上げた「基本要綱」を放棄したのである。

これより先、昭和五十二年六月二十五日付「税理士界」源流において、

税理士法改正は射程距離に入つたところか、まさしく指呼の間に迫つたといえる。問題はその内容であり、いざれ近いうちに明らかにされ日税連内部で検討の機会を与えられることであらうし、国会筋を通じてのレベルアップの可能性もある、相当の内容となることが期待される。

借しむに只今、日税連執行体制が来る七月二十八日の会長選挙を控へ不安定となっている。政府側

としては日税連との相互信頼関係の持続、強化が必須の条件として、いと聞く、激流の中で馬を乗り換える愚を演じてはすべてが水涸りに帰する恐れがある。

このように、日税連機関紙の社説とも言うべき源流を使つて選挙運動を行い、あたかも山本会長が選出されれば業界待望の税理士法が直ちに成立するかの如き印象を与え、更に国会筋を通じてのレベルアップの可能性まで示唆したのである。

それが、先程述べた六カ月経過後の五十三年一月二十六日、至難困難の会長感觸六項目なるメモが発表されたのである。これが事実とすれば日税連山本執行部の見通しの甘さが指摘されよう。又選挙を意識して故意に流布したのなら、会員を欺瞞し愚弄したことになるう。

その後、五十三年三月二十二日、自民党内に「税理士問題小委員会」が設置され、小淵恵三衆議院議員が委員長となり、大藏省のB議員が中心となつて、各関連団体の意見を聴取し、実質的な改正作業に入ったのである。そして、五十四年三月十三日、自民党税理士問題小委員会から「税理士制度改正要綱案」が発表された。その

内容たるや、「助言義務の新設」、「用人の監督義務の新設」、「懲戒処分即時効力発生」、「職務職員に対する研修制度による無試験資格付与」等の現行の税理士法より遙かに後退した改悪法案であつた。これを日税連は三月十日発行の税理士界で全国の会員に知らせたのである。おそらく地方の会員は二月二十五日前後に手許に届いたはずである。

又、各地区で形式的な説明会が開かれたようである。そこでは会員の声を聞くどころかもっぱら改正原案の説明に終始していたのである。

そして、四月五日の日税連理事會で、反対意見に対して、執行部は大藏省の代弁者的答弁を繰返し、基本要綱の効力一時停止を決議し、強引に「改正要綱案」受入れを決定したのである。

この案が基本要綱にまったくつかない、かけ離れた内容である以上、会員の声を十分に聞き、その結果を日税連理事會に反映すべきであつたであらう。

それが改正要綱の一字一句の修正もあり得ない「修正及びかさ上げ運動は即廢案になる」と会員を強迫し、反対意見を封じたのである。

そこで五十四年四月十八日「税理士法改悪反対中央連絡會」が全国青年税理士連盟、税経新人会全国協議會、全国專業税理士協會、税理士試験制度改悪全国受験者連絡會等が中心となつて結成され、反対運動に立ち上がったのである。

その後、昭和五十四年五月十一日、第八十七国会に自民党税理士問題小委員会より発表された「改正要綱案」に沿つて「税理士法の一部を改正する法律案」として政府から提出された。しかし五十四年六月十四日、航空機騒音問題により国会審議中断、会期終了により審議未了廢案、翌六月十五日、日税連理事會において再度同法案を次期国会に提出を決議した。その後五十四年八月三十一日、第十八臨時国会に提出されたが委員會審議は行われず、五十四年十一月二十九日、第九十臨時国会に改めて再提出されたが、五十四年十二月十一日、日税連の総額一億三千万円の政治献金問題が暴露され、会期終了により、衆議院で継続審議となつた。

その後、五十五年一月十六日、東京税理士會理事會において、「助言義務」削除を決議し、日税連に要望書を提出したが、逆に要望の趣旨、理由の開示を求められ、合せて、単独行動の自重を指示、勸告された。

そして、第九十一国会に再度同法案が提出され、五十五年二月五日、衆議院大藏委員會に於て、次のような十項目の附帯決議を採択して、賛成多数（共産党反対）で可決された。

(附帯決議)

政府は次の事項について留意すべきである。

一、助言義務の規定は、税理士の社会的責任を明らかにする倫理規定であり、税理士に対する処分自体を目的とするものでないの

で、助言義務違反に係る懲戒処分の取り扱いに當つては、税理士と納税者の地位を不当に損うことのないよう慎重を期すこと。

一、第二条に規定する職務書類の範囲等に関し、現に商工会、商工會議所及び青色申告會等の行つてゐる正当な業務については、今回の改正によつて実質的に影響を受けることのないよう運用面において配慮すること。

一、職務職員に対する會計学の試験の免除に関し、税理士の資質向上のため、所要の研修について、税理士審査会の指定、運営、実施、全般にわたつて厳正を期

し、一般試験との均衡を失しないよう配慮すること。

一、懲戒処分の効力発生時期については、行政処分一般に共通する問題として、今後とも検討を行うこと。

一、懲戒処分の除斥期間については、今後他の立法例を考慮しつつ更に検討を進めるとともに、税理士の地位安定の観点から懲戒処分の運用に當つて一層配慮すること。

一、税理士法人については、社会的必要性の度合や、税理士業務の性格等を勘案しつつ、今後更に検討を行うこと。

一、用人等に対する監督義務違反が税理士事務所の自主性を侵すことのないよう、その懲戒処分の発動に當つては慎重を期すこと。

一、税理士でない者が税理士業務を行うことのないよう、十分な監視措置を講ずること。

一、登録即入金制度の運営並びに税理士會の分割等については、慎重な配慮を行うこと。

一 税理士制度のあり方については、今後とも、その運用の実態及び社会経済情勢の推移に対処し得るよう引き続き所要の検討を行うこと。

つづいて、五十五年二月七日、

同法案が参議院に送付された。そして参議院大憲法委員会において審議され、本連盟がかねてより指摘している「使命、試験制度、助言義務、使用者等の監督義務、懲戒処分、即時効力発生、小規模指導の義務規定」等について掘り下げた議論がなされ、政府委員より、教々の貴重な言質を得た。だが四月一日審議打切採決となり、賛成多数(共産党、二院ク反対)で可決され、衆議院と同文の附帯決議が付され、一部修正のもとに参議院本会議において可決し、衆議院に回付され、四月八日共産党を除く全政党的賛成を得て可決成立した。

ここで日本社会党、公明党および民社党共同提案による法案第一案の使命の中に「税務に関する専門家としての」次に「申告納税制度の理念にそつて」の字句が挿入された。

これによって改正法の助言義務規定に代表される国の徴税権強化策が薄められるとしている。

さて一方、このような経過の中で、全国青年税理士連盟は、五十二年三月四日、税理士会館において、「税理士法改正緊急報告討論集会」を開き、基本要綱に沿つた法改正を実現する為、全国的な規模

で運動を進めることを決議した。

これが実質的な改悪反対運動の皮切りとなり、五十四年三月二十四日、「改正要綱案」の審議で大詰りの口税連理事会へ全国各地より二百名の傍聴者が参加、その後四月五日、私学会館において、「改悪税理士法反対総決起大会」を開催、同日は折りしも口税連理事会において、自民党税理士問題小委員会より提出された「税理士制度改正要綱案」の受入決定を審議する天下分け目の会議であった。当然大会終了後、大筆傍聴に詰め掛け、歴史的な緊迫した審議を見守つた。

その後、五十五年一月二十四日、税理士法改悪反対国民総決起大会を日本教育会館ホールで全国各地より約七百名が参加して開催、国会議員等の来賓が多数出席する中で力強く盛大に行われた。大会終了後デモに移り、会場より神田常盤橋公園まで、オフィス街に改悪税理士法反対の大合唱を響かされた。

その後、衆参議院会館において毎週の如く陳情行動集会を開催し、各議員室への陳情と情報収集並びに審議状況を見守つた。又陳情は教班に分れて、毎日の如く繰返し、これにより全国各地

より参加した人員は延一万人を超えるものであった。熾烈を極めた陳情合戦(日税政会報)と形容される程であった。

この費用を無料で見積つても相当額となり、その他大阪、名古屋等の地方の交通費宿泊代を含めると実に数千万円に及ぶであろう。文字通り改悪税理士法の危機を意識した大運動であった。

改正法の主要な問題点と 国会の審議内容

今回の改正法は、税理士会が永い歳月をかけて民主的な手続により作成した「基本要綱」とはおよそ似つかないかけ離れたものであり、かねてより税務当局が理想としている官製税理士法である。又更に、法案の内容については、昭和四十年廃案になった政府案の模造であり、その上「助言義務、使用者の監督義務、懲戒処分の即時効力発生」等の規定が新設され、「国民の為の税理士制度」の確立を求めていた良識ある税理士の願望を逆なでする取締的性格であり、今後の運用に大きな不安を抱くものである。

しかし国会の質疑によって、問題点が浮き彫りにされ、幾つかの事項について歯止めがかけられた

ことはせめてもの救いである。

まず、第一条の使命であるが「税務に関する専門家として独立した公正な立場において申告納税制度の理念にそつて……」と書き改められた。この法文中「申告納税制度の理念にそつて」の字句は参議院での一部修正により挿入されたものである。

この提案理由として「申告納税制度」は国民主権の政治原理に立つて主権者たる納税者みずから租税債務を確定する権能を認められたものである。

従つて税理士に課せられるべき社会的任務は必然的にこの納税者の自主申告権である税法上の行為を援助するとともに税法上の権益を擁護するところにある、また租税法がますます、複雑多岐にわたつてきている今日、申告納税制度のもとにおいては納税者の後見的作用を税理士が担うことになることは当然であり、このことが税理士制度の存在意義を一層高めて行く……と提案説明がなされた。この修正により助言義務規定に代表される徴税権強化策は薄められるとしている。

しかしその効果を疑問視するむきも多いが、提案理由の趣旨通り

素直に解釈すれば、基本要綱の「納税者の権利擁護」の精神に合致しており、内容の向上が図られたと考えられよう。

ところで、使命について国会の質疑で明らかになった事項として、「税務に関する専門家」とは公認会計士とか行政書士とかいろいろな分野と競合する際に税務に関する専門家という認識が非常に大事である。税理士の地位を向上して行く為には専門家としての責任を自覚して実力を伸ばすことが地位向上に違がる。又「独立した公正な立場」とは、税務官庁に対しても積極的に主張するという職業会計人の地位を表わしており、又一方依頼人に対してもベッタリでなく課税庁に対しても片よらない専門家として適正な判断を下す両面を持っている。

更に「納税者の権利擁護」と書けない理由として、権利とは具体的に何を意味するか問題である。司法の場合は権利が直ちに侵害されたところから出発するが、納税義務を適正に実現するのが税理士の立場であるのでなじまない。従つて権利の擁護というより、適正な納税義務の実現という

ことが税理士の性格及び任命に沿

以上のような答弁の繰返して、

各議員が「納税者の権利擁護」を強く主張されたのであるが「適正な納税義務の実現」の中に包含されているとして、頑なに拒否反応を示していることが、かえって、税理士を税務行政の一環として捕えている印象を受けるのである。

しかし、いづれにしても、我々税理士は「納税者の権利擁護」を放棄したのではないので、不断に納税者の権利擁護の姿勢を示し既成概念を作り上げて行く事が大切である。

次に税理士の試験制度であるが、悪名高かった特別試験廃止に代えて、税務職員の実務経験(国税職員二十三年、地方税職員二十八年)による一定の研修終了を前提として、会計学に関する科目が免除され、本試験に組み込まれた。これはかねてより税務職員の会計学の受験を主張してきた税理士会としては、まったくの惨敗であり、既得権を盾に国家権力を背景とした力に屈服したものである。

これによって税務職員の業界への大量のなだれ込みが恒久化されたといえよう。

ところで税務職員の研修制度について、政府委員の答弁は次の通

りである。

今回、特別税理士試験を五年の経過措置を設けて廃止するとともに、管理的地位の在職年数を付加し、又経験年数を伸ばした高度の研修終了という要件を課して、あえて税理士として恥ずかしくない資格を持った人を税理士として登用する道も開くという改正案である。更に「テストなしでは居残りしていても研修でないか」という質問に、研修は税理士審査会が実体的基準をこれから決定するものであり、只今の発言の趣旨も含めて十分検討してもらおうよう執行に推されるものとして考えている。

又、資格取得者は昭和五十四年三月末で、一般試験合格者は一万一千七百三十三名、特別試験合格者は二万八千六百八十名、資格認定者は四千六十六名、その他二万四千名おり合計で七万八千五百二十九名であることも明らかにした。

いづれにしても、研修による資格付与制度の不合理性を強く追求したのであるが、実務経験尊重の答弁に終始していた。我々としては今後もこの研修制度による資格付与廃止を強く訴え続けて行くべきである。

つづいて今回の改正法の中で最

も大きな改悪であるとされているのが「助言義務規定」の新設である。「納税者が不正に税金を免れている事実又は課税標準の計算の基礎となるべき事実の隠蔽もしくは仮装している事実を知った時は、直ちに是正するよう助言しなければならぬ」とされた。

これは「税務代理、税務書類の作成又は税務相談については、その内容及びてん末まで記載しなればならない」とされた帳簿作成の義務と連動しているところに問題がある。

この「明言義務」の発動は国税通則法の重加算税の対象事実が関係されるといわれているが、これに違反した場合は、当然一般の懲戒処分の対象となる。

さて、この規定の新設について国会では各政党がかなりの時間を費して質問され、かなり論争が明確になった。

まず、不正の事実とは脱税の事実及び仮装隠蔽イという非常な故意が明確になった場合に限定している。従って重過失及び過失は含まれない。又助言は客観的な悪質な構成要件の場合に行うものであり、それによって相手が是正すれば問題はない。しかし、それを知りつつ継続した場合は脱税相談ない

し不真正な申告書の作成となり、脱税相談等をした場合の懲戒処分の対象となり、助言義務違反の問題は消える。従ってこの違反は非常に悪質な場合の帳簿改ざんがあるのを知って注意をしないでやめしめたような非常に希有な場合しか考えられない。

又、委嘱を受けた税目について具体的にその税理士業務を行っており、その税を不正に免れている事実を知った時に助言義務が生ずる。よって委嘱を受けていない他の税(例えば料飲税)には及ばない。

更に助言義務の時効は本税の除斥期間の範囲(五年)である旨、又脱税の事実を知って税理士業務をやめた場合は、その事実を税務官公署を含む、第三者に漏らすことは守秘義務違反になる、などが国会の質疑の中で明らかになった。

特にこの規定は税理士を処分するのが目的でなく単なる倫理規定である旨執拗に力説していることがかえって何か隠されている部分を感じられる。

その証拠に東京税理士会が「助言義務」削除を決議しても、これに応じる意思がなく、国会筋からも、この規定を削除するなら大蔵省は政府提案を取下げるとの意見

が出されたといわれ、如何にこの規定の効果に強い期待を持っていたかがわかる。

さて最後に懲戒処分の問題であるが、現行法においては懲戒処分の効力発生の時期は「懲戒処分の確定の時」とされ、それまで税理士の身分は保証されていたのであるが、改正法では、その「処分を受けた時」とされた。

その理由として処分者が同税庁長官より大蔵大臣に格上げされたこと、更に税理士審査会を設置して、その議決に基づいて処分すること、などを上げている。

即ち税理士審査会なるものを新たに国税庁に設置その下に懲戒審査委員会を設け、懲戒処分について審議させることになっている。委員は租税に関する学識経験のあるものの中から、大蔵大臣が任命し、事務は国税庁長官官房において行なうとされている。

税理士審査会の議決の内容は懲戒事由に該当するかどうかについての判断と、その具体的な懲戒処分の内容をどうするか検討するとされている。即ち大蔵大臣から諮問があった場合には懲戒審査委員による審査を行って、その結果をもとに税理士審査会が議決を行うとされている。

ここで問題なのは、税理士審査会の委員三名の構成であるが、重要な職責であることを鑑み税理士会推薦の委員の参画を要請すべきであろう。懲戒審査員の構成の中には当然税理士もメンバーになるが、出来る限り各界より幅広く人材を登用して、民主的に運営されることを要望したい。

四 改悪反対運動の総括

すでに述べたように今回の改正税理士法は昭和三十九年の構造であり、新たに義務規定が随所に入り、その上我々税理士の悲願であった試験制度の改善がまったく無視され、終始大蔵省のペースで進められた事である。

いったいこの法律は誰の為のものであったのか素朴な疑問さえ感じられる。

この法律の成立によって、実質的な受益を得たのは税務当局と税務職員でなからうか、税理士会は計り知れない大きな犠牲と譲歩を強いられたのである。

我々青税連はこの法案が改悪であることをいち早く察知し、法案成立阻止に立ち上がったのである。

この戦いは二年にわたる長期戦となり、文字通り死力を尽くして

の反対運動であった。この運動に参加した延べ人員は一万人を超え、全国各地より参加した会員の旅費等を含めると実に数千円の出費を投入したことになる。

にも拘わらず所期の目的を達することが出来なかったことを、まずお詫びしなければならぬ。「敗軍の将兵を語らず」であるが、後に続く人達の為に運動を総括しておかねばなるまい。

まず法案成立阻止を達成出来なかった理由としてまず第一に、税務当局は昭和四十年の廃案の苦い教訓を生かして、形式的に税理士会の同意を求めた形で作業が進められたことである。

又同時に与党のみならず野党対策に万全を期し、その上、国税労組も各野党に強力に働きかけ税務当局と一体となって行動した事である。更に税務当局は税理士法改正の機会を山本会長護生にタイムミン

グを合せ山本会長は大阪国税局の不当な選挙介入によって選出されたことはマスコミ等で話題になった通りである。そして山本会長を

実質的に支配しているのが四元専務理事である。当の四元専務理事は大蔵省の福川審議官(税理士法

と一般消費税担当)は海軍総理事校時代の同期である(国会議事録

より)。

以上のような流れの中で改正作業が進み、改正税理士法が誕生したのである。

個人的な関係をとやかく言うつもりは毛頭ないが、しかし同専務理事の理事会及び会報等の発言は、まさしく大蔵省の代弁者であり、我々税理士の代表とはみじんも感じられないのである。「税理士試験」を自動車運転免許試験に

替えたり、「納税者の権利擁護」をスタンス論にすり代えたり、反対するものはすべて共産主義者と決め付け異常なまでの熱意であった。

第二に、野党が本来行すべき政府のチェック機能を果たさなかったことである。

これは先程述べたように税務当局の根回しを巧く制し、更に日税政の献金が即効を上げ、いち早く賛成を決定したことである。我々が改悪の内容を訴え、

国會議員に対する本格的な陳情を繰上げた時は、各政党はすでに党として賛成を決定しており、趣旨は十分に理解出来るものの、議員としては党の決定に服従しなければならぬと、苦しい弁解をされ、

遅きに失した感があった。

第三に、日税連は役員選挙前の

五十二年六月頃は山本会長が誕生することによって業界待望のしかも内容がレベルアップした税理士法が即日にも成立する如きの印象を会員に与え、当選後は一転して至難、困難を打ち出し、更に「税理士制度改正要綱案」が自民党より発表されるやいなや、一字一句の修正もあり得ない、又傘上げ運動も許されない、従って修正、傘上げは即廃案に返ると会員を強迫し、更に反対するものは極く

一部の共産主義者であると、会報を私物化してデマ中傷を行い、善良な一般会員の反対の声を封殺した事である。

又「現段階では最上のもの」と偽わり会員の声を聞く事もなく一方的、強行的に進めて来た事である。一夜あけて、成立を勝ち取った。この回の改正は税理士法の整備」であるとは、あまりにも会

員を愚弄しているのである。

第四に、青税連として、四十年の廃案運動及び四十九年の商法改正反対運動の教訓を十分に生かさ

れなかったこと。又当時の先輩会員との意思の疎通を欠いていたこと、更に本会組織を十分活用出来

なかったこと、などが反省の材料として上げられよう。

ような障害の中で、陳情活動、署名請願、決起大会、抗議集会、街頭宣伝、マスコミ対策、他団体との共闘等、我々の持てる力量を十分發揮して、精一杯戦ったのである。その結果、第一案使命の修正、それに十項目の附帯決議、更に国会の質疑で貴重な言質を得て法案の解釈に一定の歯止めを掛けたこと等、幾つかの前進があったものと思われる。

今後、これに届することなく、引き続き「基本要綱」の理念にそって「国民の為の税理士制度の確立を目標して」新たな運動を展開しなければならぬ。

その為にも、不断に組織作りを怠ることなく、又口頭の国会議員との接触を継続し、かつより確固なものにしなければならぬ。

最後に、全国の会員の皆様方には長期間にわたりご支援をいただき、有難うございました。心からお礼を申し上げます。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

会社法改正問題について

商法対策特別委員会 斎藤克彦

一、はじめに

法務省民事局参事官室は、昨年十二月二十五日「株式会社計算・公開に関する改正試案」を公表した。

これは「株式会社制度に関する改正試案」(五十二・五)、「株式会社機関に関する改正試案」(五十三・十二)に続く三番目の試案公表となった。

法制審議会商法部会は、この三つの改正試案を一まとめとして早急に改正を行うとする旨の決議をした(商事法務部)。

この理由として、元本法務省民事局参事官によれば、「粉飾決算企業の非行等会社に関する好ましくない事件がいくつか起り、企業の非行防止のための方策を講じるべしとの世論の高まり、会社の組織を定める会社法も、その一端を担うべきものとして早急な改正が望まれたこと……」を上げ、さらに氏は、「…計算・公開の問題の審議を終了すると、法務省が昭和五十年六月に関係各団体に対し意

見を求めた改正の大項目は、実質的に終了してしまふ……」(前掲商事法務)としている。

三つの改正試案のめざす方向は、中小企業・税理士さらには国民的立場に立つてもその影響は大きく看過できない。

二、商法二次改正の動き

商法二次改正の動きは、昭和四十九年の監査制度の改正を含む商法改正(昭和四十九年法律第二十二号)(以下「一次改正」という)を審議した国会の附帯決議に基づいてされたとする、昭和五十年六月十二日の法務省民事局参事官室の「会社法改正に関する意見照会について」(以下「意見照会」という)という文書に関係各団体に送付した時点で、再び改正作業に着手したことが明らかになった。

この意見照会は、七項目からなり、①企業の社会的責任、②株主総会制度の改善策、③取締役及び取締役会制度の改善策、④株式制度の改善策、⑤株式会社計算・

公開、⑥企業結合・合併・分割について、⑦最低資本制度及び大小会社の区分となっている。

これらの項目は見ただけで明らかのように、わが国現行会社法の全面的な再検討を企図しているものであることが理解できる。

しかし、昭和四十八年、昭和四十九年の衆参両院の附帯決議は意見照会が提起しているようなドラステイックな会社制度の改革を前提としていたかは、はなはだ疑問である。

たしかに「会社の社会的責任、大小会社の区別、株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株額面金額等について所要の改正を行うこと」(四十八・七・三・衆議院法務委員会)、「現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うできるよう、株主総会及び取締役会制度等の改革を行うため、政府はすみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること」(四十九・三・十九・参議院法務委員会)などの文言は

あるが、この附帯決議は、ほとんど審議することなしに議決されたものであり、審議の内容においても六項目の意見照会が予定されているような論議はされていなかった。

それよりも、昭和四十九年七月頃経団連は「商法改正に関する緊急要望事項」として十三項目をとりまとめ、法務省など関係方面に要望している(四十九・七・一・「日経」)。その内容の八項目がほとんどそのままの形で、この意見照会のなかにあらわれている点に商法二次改正のめざす方向があるように思われる。

さしあたりここでは、①事実上の大小会社の区分、②監査対象会社の量的拡大、そして国民的立場から③執行権の拡大、についてその問題点をさぐりたい。

三、商法二次改正の問題点

①大小会社の区分

今回の商法改正の方向は、一般的に現行商法を大会社向けに規制し直してゆく傾向が表らわれている。

わが国株式会社法の九九%以上が中小の株式会社で占められている現状を考えたときに、はたして改正試案にあるような大小会社区分

が商法において必要なのであるうか。

中小会社は、株式会社形態を採ることによって意識的に経営の合理化を図り、債権者・従業員等の信頼を高めることで、日本経済において重要な役割を果たしてきている。

法制審議会商法部会の前述決議理由が「粉飾決算・企業の非行等会社に関する好ましくない事件……」の対策であるのであれば、こういうことが問題とされるのは株式会社一般でないことは明らかで、その社会的影響を考えれば主として大会社特有のものであり、私法である商法の問題ではなく社会法の問題である。

こういう問題が問われるのが商法の規制を受ける会社のごく限られた一部である以上、前述の理由をもって大小会社の区分を、単に会計監査人による監査の強制か否かの基準によって改正内容の一部にすること自体問題である。

当面規制の強化を必要とされる大規模な株式会社については、実効性ある特例法等によって適当な規制をすべきである。

大小会社区分の背景はどこにあるのであろうか。

一次改正の反対運動でも指摘さ

れたが、商法に大小会社あるいは公開・非公開等の区分を導入することによって、法人税法の二分化を図り、大会社に対してはいわゆる「法人擬制説」に基づく比例税率課税、同族的な中小会社に対しては個人所得税との負担の均衡を勘案した累進税率課税をめざしているのではない。

さらに連結決算制度との関連で大小会社区分を考えると、商法上の連結決算の制度化は連結納税申告制度導入のための布石であり、それにより大会社は親子会社間を取引を内部取引とすることによって未実現利益を消去し、また利益と欠損を相殺するなどをし、大会社に対する税負担を大幅に軽減させることとなり、一方それにより大衆課税の強化がもたらされないという保障はどこにもない。

商法二次改正の動きは、決してそれ自体としての目標ですすめられていくのではなく、税制とも深い関連のもとに進められていることが考えられる。

② 監査対象会社の量的拡大

改正試案は、会計監査人の監査を受けなければならない会社の範囲を、資本金五億円以上・年間の営業収入二百億円以上・負債総額百億円以上とし、現行よりその範

囲を拡大しようとしている。

すでに一次改正以後においても巨大な粉飾決算が会計監査人による監査において指摘されなかったことは、会計監査人による監査が不正経理等の防止にはなりえない限界があることは確かである。

公認会計士の制度的欠陥をそのままにしての監査範囲の拡大は、監査実効が期待できないばかりではなく、国民的立場からも有害無益であるといえる。

現実的には、中小会社にとって会計監査人の監査は無用であり、その負担にもたえられないことも事実である。

不正経理等の問題は、本質的には経営者のモラルの問題であり強制的な権限をもたない会計監査人の監査によってこれらを是正することはできない。

さらにわれわれ税理士の職域から、この監査範囲の拡大は不測の侵害を受けることも明きらかである。

③ 執行権の拡大

今回の改正試案で最も注視しなければならぬのは、執行権の拡大の問題である。

一次改正が、昭和四十年の山陽特殊鋼の粉飾決算をはじめとする大会社の粉飾決算の暴露に端を発

し、粉飾決算・不正経理防止の強い国民的立場からの要請を背景に企図されたものである。

それにもかかわらず、一次改正はその真の原因に手を触れず、形式的な監査制度の手直しのみによって改正が行なわれた。

昭和二十五年の改正以来、企業の権限は取締役会に集中する傾向をとって、今回の改正試案にもこの傾向は強力に打ち込まれている。

以下改正試案にある重要と思われる問題を列挙すると

① 「計算書類及び利益の処分」について会計監査人による監査を前項として計算書類の確定を株主総会の権限から除外すること。

② 「貸借対照表、損益計算書及び営業報告書は会計監査人及び監査役の適法とする意見があったときは、株主総会の承認を要しない」。

③ 「質問権」「提案権」の規定の導入、「経営委員会」設置の法制化。

商法改正の国民的立場からの要請が前提にあるにもかかわらず、それに便乗し取締役の権限を強化し、株主の権利を弱める一連の改正を盛り込もうとしている。

企業の大規模化によってその社

会的責任が強く要請されている現在、その権限の集中は、一般株主さらには一般市民からの監視・牽制をさえ受けるべきであるといわれる現代であるのに、一方的な取締役の権限を強化することは時代の要請に逆行するといえる。

四、おわりに

法務省の改正試案の内容は、実質的に大会社指向であり、わが国において定着している会社制度の実態からかけはなれ、日本経済の発展に重要な役割を果たしてきた中小会社軽視という誇りはまぬがれない。

とくに一次改正、さらには二次改正の背景となっている国民的要請は、わずかに監査制度等をいじるだけで日先を変えているにすぎない。

今後の改正作業の動向には、国民的立場から、さらにわが業界三万会員の職域防衛の点からも監視をしなければならない。



好評です

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

▷ご一報ください 一見本ご送付致します。

印刷 一廉価・迅速一

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。ご用命ください。

単位青税だより

東京青税活動報告

東京青年税理士連盟会長 辻 健

東京青税には、原則として行政単位の区、市ごとに現在二十八部会が結成されています。会員の一番多い部会が港部会で四十五名、一方、少ない部会が江東部会で八名からあります。それぞれの部会では、部会員同志の研究、親睦活動が盛んにおこなわれています。毎年六月頃になると各部会での総会がおこなわれ、それぞれの規約にもついで、役員人事、事業計画などが審議されています。

東京青税の昭和五十四年六月におこなわれた第十九回定期総会では、部会活動を中心とした組織にするため、組織分掌が変更され、その主旨にもついでこの一年活動をしてみました。

東京青税が毎月おこなっています月例研究会は、三、五部会が主催となってブロック別研究会を開催し、部会間の交流と親睦を深めるためにおこなってまいりました。会員参加の行事としてこのほか大納涼大会、大忘年大会、税理士

送の「東京青税だより」、機関紙「東京青税」などで近時の状況を伝えています。

税理士法改正反対運動では、東京青税は国会の地元でありますので、この一年連日国会議員への陳情、情報採集をおこなってまいりました。

試験合格者祝賀会など百五十名から二百名余りの催しを開催してまいりました。

一方家族参加の行事として、水泳大会、ハイキング、スキー大会など毎年おこなっていますが、人氣があり恒例化しています。

その他、「業務改善資料集」の改訂作業をおこない、改訂版を発刊することができました。業務のコンピュータ化にもなつて、ソフト関係の研究が関心のまとなつてまいりましたのでマイコンクラブを発足しその成果が期待されています。

会員の情報伝達として、毎月発

大阪青税活動報告

大阪合同青年税理士連盟代表幹事 池田 稀 信

「岡山大実行委員会」もその一つであります。7月25日に全国青税会員と逢えることを案しみに、全国大会が成功することを祈って活躍しています。

「岡山大実行委員会」もその一つであります。7月25日に全国青税会員と逢えることを案しみに、全国大会が成功することを祈って活躍しています。

組織拡大と強化に邁進中!

大青税組織部では会員募集と青税の対外PRを兼ねた大青税のしおり「あなたは青年税理士連盟を

の「新入会員オリエンテーション」を開き、昨年末以降入会の近畿二府四県に亘る新入会員と大青税池田代表幹事以下主要幹事と組織部員が一同に会し、大青税の目的や活動について十分な認識と自覚を持ち、組織の強化を図るべく研修会を行い、その後懇親パーティーにて一層相互の絆を強く結ぶ機会を持った。

次期代表幹事に 吉田穰君が選出される

大青税は4月22日、ホテル・ジャトーテル大手前にて第32回総会(通称4月総会)を開き、次期執行部の選出を行ない、次期代表幹事には吉田穰君(兵庫県)が選出された。

副代表幹事は次の通り、池上澄雄君(大阪) 平沢政治君(京都) 西村公義君(兵庫) 楠下重郎君(奈良) 山川和男君(滋賀) 淡路 満君(和歌山)

尚、池田稀信代表幹事他現執行部からの引き継ぎは6月19日の第24回総会を以って行われる。

吉田新執行部の活躍が期待されている。

改悪を乗りこえ 更に強くなる青税!

税理士法改悪阻止活動が大詰を迎えた昭和55年に入ってからの大青税の国会陳情活動は一月二四日、二月五日、二月十二日、十三日、三月二日、三月八日、三月十三日、三月十四日の十三日間延べ百八名が上京し、最後までガンバリ抜いたが、事実上4月1日の参院大蔵委員会の採決を以って通過を許すこととなったが、この結末について大青税では

(1) 4月22日大阪市東区ホテルジャトーテル大手前にて「改悪税理士法通過報告会」を開き、活動経過の報告と反省を行うと共に今後の活動について会員の意見を集めたところ、私たち青税はこの改悪に挫けることなく、今後も正々堂々と国民の為の税理士制度確立への活動を続けるべきだとの意見の集約をみ、その為には青税は更に強くなることを誓った。その後4月28日の幹事会でも、今後、税理士制度を基本要綱の精神に添った国民の為の制度に確立する為に、日税連、大税会執行部の会務運営民主化への活動、外部諸団体との交流を一層強めること、

◎青税組織を強化する。を方針として活動することも再度確認した。

(2) 四月下旬、大青税は改憲法通過について一般会員七、〇〇〇名と国会議員、マスコミ、労働組合、消費者団体等のそれぞれ

に対し、今日までの支援の御礼と「この改憲を乗りこえて、これを国民の為の税理士制度確立の起点として活動する」旨の決意表明のあいさつ状を発送した

(3) 大税会主催にて四月下旬、五月に亘り行われた「法改正報告会」でも大青税会員は改憲点を確認する質問を行ない、一般会員に対して各地でアピールした。

山本会長に対し

再度辞任を勧告する

大青税では、今回の日税連、日税政の献金問題による信用失つた行為に対し、会長辞任を要求していたが、五月十五日東京地検特捜部による、税政連側の事前贈賄申込み罪の成立と起訴猶予処分を発表を受けて、五月二十六日再度辞任を勧告した。



名古屋青年税理士連盟

第15回定時総会開催さる！

——新会長に峠宏君を選任

名古屋青年税理士連盟会長 佐野 裕

去る五月十七日(土)、名古屋青年税理士連盟第十五回定時総会

が、名古屋税理士会館にて開催された。冒頭、佐野会長より、税理士法改正に関する報告、及び54年度事業報告並びに会員の協力に對してのお礼のあいさつがあり、議案審議に入った。

議案は次の通り

第一号議案 昭和54年度事業報

告承認の件

第二号議案 昭和54年度収支計算書、財産目録及び剰余金処分案承認の件

第三号議案 昭和55年度事業計画案及び収支予算案承認の件

第四号議案 規定、規約一部改正の件

第五号議案 昭和55年度役員承認の件

第五号議案審議に当り別室にて理事会を開催し55年度会長及び副会長の選任を行なった結果、新会長には、二期つとめた佐野会長に替って、峠宏君を選任し、総会において承認。全議案とも全会一致をもって承認可決された。

新年度役員は次の通り

会長 峠 宏
副会長 高桑 安一・棚橋 茂
伊藤 幸夫・田中 育雄



第15回定時総会

竹田 幸雄・加藤 毅史
審議終了後、峠新会長より就任あいさつがあり、新年度に対する抱負等がのべられた。

その後来賓の名古屋税理士会館副会長及び全国青年税理士連盟石亀会長より祝辞のべられ総会

神奈川青税

結成十周年をむかえる！

神奈川青年税理士クラブ 代表 尾崎 一郎

わが神奈川青税は、来たる七月五日、結成十周年記念大会を開催します。この記念大会に向けて、五、六月中に各同好会は記念行事を企画し、記念大会実行委員会が、神奈川青税十年の歩みを記念誌として発表するなど、多彩な企画を予定しています。全国のみならず、是非、全国大会の前に、神奈川青税十周年記念大会にご出席ください。

また、記念大会に引き続く第十回定期総会では、次の十年をめざす、神奈川青税の『今後の活動』について、熱心に討議されること期待您的です。

すなわち、税理士法改正をめぐるこの数年間の我々青年税理士の運動は、改憲法案の成立というかたちで押し切られてしまいました

を終了。
総会終了後は懇親パーティーが開かれ、旧役員に対する慰労、新役員に対する激励等と気構々の内に終了した。

た。しかし、今こそ青年税理士の隊列を早急に立て直し、より一層の強い力を得て、再び我々のめざす国民から真に期待され、支持と信頼を得られる税理士制度を実現する運動のために、新たな第一歩を踏み出す必要があると思えます。そのためには、『力も金も』必要です。『若い情熱』はこの二つをより有効に発揮させる不可欠の要素です。当面、『金』の方はすぐ必要とはならないでしょうが、青年税理士の要求や希望を、青税活動に反映させ、さらに、税理士会の内部に、青年税理士の影響力をより大きく浸透させる活動が重要を持ってくると思えます。そして、我が神奈川青税も、自らの組織を、青年税理士にとってより魅力ある会へ、より頼りにな

る会へと、大幅なテコ入れをする必要を、法改正運動を経験した現執行部の全員が痛感しています。

このような地味な活動が、次の法改正運動を我々にとって有利にするためには、どうしても必要だと思えます。今回の法改正運動に、昭和三十九年当時の青年税理士の運動の経験が、充分に承継されていかなかった点とあわせて、長い展望に立った、青税活動の世代交代も、このような基礎的な活動を続けるなかでより円滑になされていくことと思われれます。

◇神奈川青税近況報告◇
十周年記念行事
テニス大会(五月三日)
日原会員優勝
ゴルフ大会(六月三日)
太田基次会員優勝
将棋大会(六月二十二日)
優勝者 富沢 隆
ソフトボール大会
(六月十三日)
M・V・P 松本治郎
麻雀大会(六月十三日)
優勝者 市原克夫
十周年記念大会・定時総会
同好会の優勝者表彰と併せて
七月五日に開催
春の家族スキー大会(越後湯沢)
三月二十六・二十七日

山本会長・四元専務理事ら日税連の特定幹部が行なった政治献金は「法律を金で買う」といった反社会的行為であり、税理士の名誉と信用を著しく失墜させた。従って、その責任をとり、直ちに辞任するよう、左記の如く勧告した。

日税連山本会長に対し

再度辞任勧告書を提出!

昭和55年 6月10日

日本税理士会連合会
会長 山本 義 雄 殿

全国青年税理士連盟
会長 石 亀 邦 俊

辞 任 勧 告

—山本会長、四元専務理事ら幹部は直ちに辞任せよ—

今度、成立をみた「改正税理士法」の成立過程において、日税連山本会長、四元専務理事らを頂点とするごく一部の幹部は、税理士会員の税理士法改正に対する多年の熱望を巧みに利用し、税理士法改正の基本理念としてきた「基本要綱」を全く無視し、しかも「基本要綱」とは全く異質の「助言義務」等に代表する監督権強化規定、税務職員に対する無試験認定制等々の「改悪税理士法」を民主的手続も踏まずに国会上程、成立へと狂奔してきた。さらに今回の一部修正にもみられるように運動をすれば可能なにもかかわらず、「一字一句たりとも修正はまかりならぬ」と豪語し、修正運動を規制した。

又、この悪法を成立させるために、全国会員の浄財を半ば強制的に集め、密室で国会議員をランク付けまでし、多額の政治献金を行なった。この政治献金問題は、事前贈賄申込み罪の成立はまぬがれないとし、起訴猶予処分を受けたことは責任重大である。しかも「法律を金で買った」反社会的行為は税理士業界全体の名誉と信用を著しく失墜させた。

今回の選挙で政治献金はしないとの決議だけでは国民は納得しません。これらの責任はすべて山本会長をはじめとする幹部にあります。当連盟は既に昭和55年1月17日付で辞任勧告書を提出しておりますが、事の重大性をおかみ、一刻も早く責任をとり辞任することを再度要求致します。

以 上

〆〆〆編集後記〆〆〆
今回発行の会報は、四月八日成立をした税理士法の改悪反対運動の経過と総括報告を特集いたしました。そこで、紙面の都合上毎回掲載しては、「主張」欄につきましては、税理士法に關する記事と重複いたしましたので、休ませていただきました。又、ここ二三年は、税理士法改正に関する記事が、会報の紙面の大部分を占領してきましたので、会員の中には、制度問題のみならず、業務に役立つもの或いは、趣味的な内容のもの等を掲載してはという意見もありました。今後十分に検討し編集する覚悟です。
当初広報部の事業計画として、年四回の会報発行を企画しましたが、税理士法改悪反対運動を積極的に展開し、資金的にも労力的にも多大の精力を費しましたので、事業計画を遂行出来なかったことをお詫び申し上げます。特に岐阜で開催されました秋のシンポジウムの討論および報告内容の記事を寄稿いただいたのですが、会報に掲載することが出来なかつたのが、残念です。
最後に、青年税理士連盟の横の結びつきを密接にするため、会報に原稿をお寄せ下さい。